

# 斑鳩町障害者活躍推進計画

令和7年3月 斑鳩町教育委員会

## 1. 総 則

### (1) 機関名

斑鳩町教育委員会

### (2) 任命権者

斑鳩町教育委員会

### (3) 計画の位置づけ

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第7条の3第1項の規定に基づく障害者活躍推進計画

### (4) 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

### (5) 斑鳩町教育委員会における障害者雇用に関する課題

斑鳩町教育委員会では、一部の職種の会計年度任用職員を除き、独自の職員募集・採用等は行っておらず、職員の大部分が斑鳩町からの出向職員で構成されている。

障害のある職員が在籍しているが、これまで個別に対応してきており、組織的な体制整備は特段行っていない状況である。

## 2. 目 標

### (1) 採用に関する目標

・職員の大部分が斑鳩町からの出向職員で構成されていることから、設定しない。

### (2) 定着に関する目標

・不本意な離職者を極力生じさせない。

#### 【評価方法】

・毎年の障害者任免状況通報のタイミングで、人事記録に基づき、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理

### (3) 職場等に対する満足度に関する目標

#### 【職場等に対する満足度】

- ・各年度において、前年6月1日時点の満足度以上

#### 【評価方法】

- ・毎年の任免状況通報にあわせ、当該年4月1日時点で在籍している障害のある職員（新規採用者を除く。）を対象にアンケート調査を実施し、把握・進捗管理

## 3. 取組内容

### (1) 障害者の活躍を推進する体制整備

#### ① 組織面

- ・障害者雇用推進者として、教育委員会事務局総務課長を選任する。
- ・組織内の人的サポート体制を整備するとともに、組織外の関係機関との連携体制の構築、役割分担及び各種相談先の整理を行い、関係者間において情報を共有する。
- ・役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。

#### ② 人材面

- ・まほろばあいサポーター研修等、障害に関する理解促進・啓発のための研修を職員に広く受講させる。

### (2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・人事評価制度に基づく面談等の実施を通じて、障害者と業務の適切なマッチングができてきているのかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

### (3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

#### ① 職務環境

- ・障害のある職員からの要望を踏まえつつ、継続的に必要な措置を講じる。
- ・障害のある職員からの要望を踏まえ、作業マニュアルのカスタマイズ化やチェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを検討する。

#### ② 働き方

- ・時間単位での年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。

#### ③ キャリア形成

- ・障害のある職員の希望等も踏まえた研修等の教育訓練を実施する。

#### ④ その他の人事管理

- ・人事評価制度に基づく面談等の実施を通じて、障害のある職員の状況把握・体調配慮を行う。
- ・障害のある職員が希望する場合には、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。

### 4. そ の 他

- ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場を推進する。